

裁 決 書

審査請求人

●●●●

処分庁

青梅市福祉事務所長 杉 山 智 則

処分庁（青梅市福祉事務所長をいう。以下同じ。）による障害者控除対象者認定（令和 6 年 1 月 9 日付け青健高第●●●号。以下「本件処分」という。）にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和 6 年 12 月 25 日付け青梅市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の答申を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を認容する。

事 案 の 概 要

1 令和元年度における要支援更新認定と障害者控除対象者認定

(1) 要支援更新認定について

ア 審査請求人は、令和元年 5 月 9 日、青梅市長に対し、審査請求人と同居する同人の妻●●●（当時●●歳）（以下「本件対象者」という。）について、要支援更新認定の申請をした。

なお、本件対象者は、当該申請以前において、要支援 2 の認定を受けていた。

イ 当該申請に関する介護認定調査員の調査（以下「調査①」という。）の内容は別表 1－1 および別表 1－2 記載のとおりであり、主治医意見書（以下「主治医意見書①」という。）の内容は別表 2－1 および別表 2－2 記載のとおりであった。

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」について、調査①

は「B 1」、主治医意見書①は「J 2」と判断した。また、「認知症高齢者の日常生活自立度」について、調査①は「Ⅲ a」、主治医意見書①は「自立」と判断した。

ウ 青梅市介護認定審査会（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 条に規定する介護認定審査会をいう。以下「認定審査会」という。）は、調査①および主治医意見書①を踏まえ、本件対象者の要介護度を要介護 2 と判定した。

エ 青梅市長は、認定審査会の判定にもとづき、本件対象者の要介護度を要介護 2 と認定した。

(2) 障害者控除対象者認定について

ア 審査請求人は、本件対象者について、処分庁に対し、障害者控除対象者認定の申請をした。

イ 処分庁は、調査①および主治医意見書①を踏まえ、「身体障害者（1 級、2 級）に準ずる。」として、本件対象者を「特別障害者」に認定した。

2 令和 2 年度から令和 4 年度までの間の要介護更新認定と障害者控除対象者認定

(1) 要介護更新認定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、認定調査のための面会の実施が困難となる事態が生じた。このため、要介護認定の臨時的な取扱いとして、令和 2 年度から令和 4 年度までの間は、認定調査を行わずに従前の要介護認定の有効期間を 1 2 か月の範囲で延長できることとされ、主治医意見書の提出も要求されなかった。この取扱いは、本件対象者についても同様であり、臨時的な取扱いとして、令和 2 年度から令和 4 年度までの間の要介護更新認定は、認定調査および主治医意見書によることなく、令和元年度における認定のまま、要介護 2 で延長された。

(2) 障害者控除対象者認定について

(1)のとおり、要介護認定の臨時的な取扱いにより、令和元年度の認定が維持されることとなり、障害者控除対象者認定についても、令和 2 年度から令和 4 年度までの間は令和元年度における「特別障害者」の認定となった。

3 令和5年度における要介護更新認定と障害者控除対象者認定

(1) 要介護更新認定について

ア 審査請求人は、令和5年5月1日、青梅市長に対し、本件対象者について、要介護更新認定の申請をした。

イ 当該申請に関する介護認定調査員の調査（以下「調査②」という。）の内容は別表1－1および別表1－2記載のとおりであり、主治医意見書（以下「主治医意見書②」という。）の内容は別表2－1および別表2－2記載のとおりであった。

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」について、調査②は「A2」、主治医意見書②は「A1」と判断した。また、「認知症高齢者の日常生活自立度」について、調査②は「I」、主治医意見書②も「I」と判断した。

ウ 認定審査会は、調査②および主治医意見書②を踏まえ、本件対象者の要介護度を要介護2と判定した。

エ 青梅市長は、認定審査会の判定にもとづき、本件対象者の要介護度を要介護2と認定した。

(2) 障害者控除対象者認定について

ア 審査請求人は、本件対象者について、処分庁に対し、障害者控除対象者認定の申請をした。

イ 処分庁は、令和6年1月9日、調査②および主治医意見書②を踏まえ、「身体障害者（3級～6級）に準ずる。」として、本件対象者を「障害者」に認定した。

4 審査請求書の提出

(1) 審査請求人は、令和6年1月15日、本件処分を不服として、本件審査請求をし、審査庁は、同日にこれを受理した。

(2) 審理員は、令和6年5月10日、本件審査請求手続を終結した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の理由から、本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(1) 障害者控除対象者認定に関し、令和元年度から令和4年度までの間、「特別障害者」と認定されていた。しかしながら、令和5年度の障害

者控除対象者認定においては、「特別障害者」ではなく、「特別障害者」よりも障害の程度が軽い「障害者」と認定された。本件対象者の状態は、「特別障害者」と認定された令和元年度から令和5年度まで、何ら変わりはない。

よって、本件対象者は令和5年度においても「特別障害者」と認定されるべきであるから、本件対象者を「特別障害者」ではなく「障害者」として認定した障害者控除対象者認定は違法不当である。

- (2) 捉え方に多少の違いが生じることはやむを得ないと思われるが、介護認定調査員の判定には著しい差異が見受けられることから、判定の平準化を図るべきである。

2 処分庁の主張の要旨

次の理由から、本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

- (1) 処分庁は、「青梅市における高齢者の障害者控除対象者認定書交付基準」（以下「本件基準」という。）を定め、これにもとづき、障害者控除対象者認定を行っている。本件基準は、要介護1以上に認定された者であって、当該要介護認定にかかる主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）が「B」以上の者または認知症高齢者日常生活自立度が「Ⅲ」以上の者を「特別障害者」に認定しているとしている。

本件対象者は、要介護2に認定された者であり、主治医意見書②は、障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）を「A1」、認知症高齢者日常生活自立度を「I」と判断している。また、調査②は、障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）を「A2」、認知症高齢者日常生活自立度を「I」と判断している。

したがって、本件対象者の障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）は「B」以上ではなく、認知症高齢者日常生活自立度が「Ⅲ」以上でもないことから、本件対象者を「特別障害者」と認定することはできず、本件対象者を「特別障害者」ではなく「障害者」として認定した令和5年度の障害者控除対象者認定（以下「本件認定」という。）は適法かつ適正である。

- (2) 介護認定調査員は国の定めるマニュアルにもとづき、全国一律の方法により、公平公正で客観的な認定調査を行っており、判定の平準化

は図られている。

理 由

1 本件基準の相当性、裁量の有無等の検討

本件処分における本件基準の相当性ならびに本件認定にかかる処分庁の裁量の有無、その裁量が認められる場合に当該裁量の行使が許容されるものかおよび本件基準に照らし合理的な認定となっているか検討する。

(1) 本件基準の相当性および本件認定にかかる処分庁の裁量の有無について

ア 処分庁は、本件基準にのっとって障害者控除対象者認定を行っていることから、本件基準の相当性について検討する。障害者控除対象者認定については、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）および認知症高齢者の日常生活自立度により行っており、厚生労働省通知にもとづいていると解される。

イ また、本件基準について、審理員意見書で検討しているとおり、身体障害者福祉法施行規則別表第5号等をまとめた別紙によると身体障害者1級および2級は、両上肢の機能を全廃したものや両下肢の機能を全廃したもの、坐っていることができないもの（1級）、両上肢の機能に著しい障害があるものや両下肢の機能に著しい障害があるもの、坐位または起立位を保つことが困難であるもの、立ち上がることが困難なもの（2級）などであり、極めて重い障害と言える。一方、認定調査票における障害高齢者の日常生活自立度のランク「B」は日常生活動作の一部について介護者の援助を必要とするものであり、身体障害者1級、2級に準ずるものとしている。

ウ 「重度の知的障害者」は、「日常生活における基本的な動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者」または「失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者」であり、これらの程度は非常に重いと言える。本件基準では、これらに準ずるものを認知症高齢者日常生活自立度のランク「Ⅲ」としている。

エ また、本件基準では、主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B」以上の

ものまたは認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」以上のものを「特別障害者」に認定することとしている。これらのランクの分かれ目として1日の大半をベッドの上で過ごす場合は、日常生活自立度（寝たきり度）が「B」以上、1人暮らしは困難であり、介護が必要な状態では認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」以上のランクとなる。

オ これらは、高齢者の所得税法上の取扱いについて（昭和45年6月10日付け社老第69号厚生省社会局長通知）および高齢者の地方税法上の取扱いについて（昭和46年7月5日付け社老第77号厚生省社会局長通知）の内容を踏まえていると考えられ、当該内容の範囲内において、処分庁に裁量が認められていると考えられる。

カ 以上のことから、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）「B」は日常生活の一部に介護者の援助を必要とし1日の大半をベッドの上で過ごすことを考慮すると、身体障害者1級、2級に準ずるものと解することができ、認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」についても、1人暮らしは困難であり、介護が必要な状態であることから、本件基準の内容は、処分庁の裁量の範囲内であると認められる。

（2）本件認定にかかる合理性の有無について

ア 本件対象者について、介護認定調査員の調査および主治医意見書の判定の結果を本件基準に当てはめ、令和元年度から令和5年度までの障害者控除対象者認定をしていることから、処分庁における本件認定の合理性の有無を検討する。

イ 処分庁は、弁明書および弁明書の補充において、障害者控除対象者認定は、要介護認定時の認定調査票ならびに主治医意見書における障害高齢者の日常生活自立度および認知症高齢者の日常生活自立度により認定している旨を述べている。本件基準では、第3項において、障害者、特別障害者および常に就床を要し、複雑な介護を要するもの（以下「障害者等」という。）について、要介護認定資料である主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者日常生活自立度と認知症高齢者日常生活自立度の認定基準を規定している。一方、第5項においては、福祉事務所長は、障害者控除対象者認定申請書の提出があった場合は、認定審査会資料、主治医意見

書、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成3年11月18日付け老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）等により判定を行うものとする」と規定し、第6項においては、福祉事務所長は、前項の判定の結果、対象者と認めたときは、認定書を交付するものとすることを規定している。また、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」の「市町村長の具体的な認定方法について」を見ると、【参考：具体的な認定方法の例】において、「申請者の障害の程度やねたきり老人であることについては、医師の診断や職員による調査等により、個別に確認することが考えられます。」および「市町村が有している申請者の情報（要介護認定に係る情報等）により、申請者の障害の程度やねたきり老人であることが確認できる場合には、これを参考にすることも考えられます。」と記載されている。これらを合わせて見ると、障害者等の認定においては、本件基準第3項の認定基準を判断の尺度にした上で、第5項の認定審査会資料、主治医意見書等を勘案して判断するものと解することができる。そうすると、福祉事務所長が「障害者」または「特別障害者」の認定をする際には、認定審査会資料、主治医意見書等を考慮して結論を出す必要があると考えられ、この点に処分庁に裁量が認められていると解される。

ウ また、本件対象者は、令和元年度に「特別障害者」と認定された後、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和4年度までの判定は行われず、令和元年度の認定が維持され、令和5年度の本件処分において「障害者」と認定された。処分庁は、弁明書の補充において、過去の処分時と本件処分時の状態の変化については、障害者控除対象者認定の際に考慮していない旨を述べており、また、認定審査会では、判定の結果について、その年ごとの基準日に該当する認定調査票および主治医意見書の評価にもとづき、その年ごとに認定書を出していることから、特に前回と今回の認定の比較はしておらず、審査請求人への通知等による説明はしていないとの旨を回答している。しかしながら、審査請求人が審査請求書において、本件対象者の状況に何ら変わりはない旨を主張していることに対して、何がどのように変わったのか、状態の変化が認定にどの

ような影響を与えるのかなど、より詳細な説明をする必要があると言える。これに加え、令和元年度には「特別障害者」と認定されていたものが、令和５年度には「障害者」と認定され、審査請求人および本件対象者にとってみれば、不利益を感じる処分となっているのであるから、令和元年度の認定の理由について調べるなど、令和元年度の認定について考慮した上で令和５年度の認定について判断をすべきであったと言わざるを得ない。

エ これらのことから、本件処分では、「障害者」または「特別障害者」の認定について、認定審査会資料、主治医意見書等を考慮する必要があることから処分庁に裁量が認められると考えられ、令和元年度の障害者控除対象者認定が「特別障害者」となった理由を考慮すべきであったにもかかわらず、考慮していない点において、処分庁の判断過程の合理性には不十分な点があり、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度を超えており、妥当とは認められないものである。

2 審理員意見書と異なる内容になった理由

審理員意見書においては、３まとめの(1)において、令和５年度障害者控除対象者認定は、調査②および主治医意見書②から、特別障害者に認定することはできないとする一方、令和元年度障害者控除対象者認定については、調査①における認知症高齢者の日常生活自立度は「Ⅲ a」と判断されており、これにより特別障害者と認定することは裁量の範囲内であると解されるとし、違法または不当であるとは認められないとしている。

審査庁としては、「何がどのように変わったのか、状態の変化が認定にどのような影響を与えるのかなど、より詳細な説明をする必要があると言える。これに加え、令和元年度には「特別障害者」と認定されていたものが、令和５年度には「障害者」と認定され、審査請求人および本件対象者にとってみれば、不利益を感じる処分となっているのであるから、令和元年度の認定の理由について調べるなど、令和元年度の認定について考慮した上で令和５年度の認定について判断をすべきであったと言わざるを得ない。」という審査会の答申を踏まえ検討した結果、答申のとおり、令和元年度の障害者控除対象者の認定が「特別障害者」となった理

由を考慮すべきであったにもかかわらず、考慮していない点において不当であったと認め、主文のとおり本件審査請求を認容することとした。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があり、本件処分は取り消すべきであると認められることから、行政不服審査法（平成26年律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

4 付言

なお、本件審査請求に関し、審査会からの答申書には、次の内容の付言がなされている。

本件処分の結論を左右するものではないが、障害者控除対象者の認定において、令和元年度は「特別障害者」、令和5年度は「特別障害者」よりも程度の軽い「障害者」となったことが本件審査請求のきっかけであることから、次のとおり付言する。

本件対象者の要介護認定にかかる介護認定調査員の調査および主治医意見書の判断は「事実の概要」に述べたとおりであるが、令和元年度と令和5年度の認定の差異は、手洗いに関する記述の有無が挙げられる。すなわち、令和元年度の認定調査票には、精神疾患で何度も手洗いをする旨の記述があり、必要以上に手洗いが行われていることを重視しており、これが「特別障害者」と認定された根拠になっていると解されるが、令和5年度の認定調査票には、手洗いに関する記述は見受けられず、結果として「障害者」と認定されている。これについて処分庁は、審査会において、令和5年度の調査時には手洗いに関する話がなかったと捉えている旨を説明している一方、多くの調査員がいる中で全く同じ調査内容にならず、ばらつきを認識している旨も説明している。また、審査請求人は反論書において、介護認定調査員の調査にかかる判定の平準化を図ってもらいたいと主張しているとおり、症状の捉え方に多少の違いが生ずることはやむを得ないものであると考えられる。しかしながら、令和元年度と令和5年度で認定の結果が変わったことおよび新型コロナウイルスの感染拡大に伴う期間において認定調査がなされず調査期間が空いたことから、令和元年度の調査内容を踏まえた上で認定をする、認定審査会において適宜議論して必要に応じて修正を図るなど、介護認定調査員の調査にかかる判定について、より平準化を図るべきである。

令和 7 年 3 月 5 日

審査庁 青梅市長 大勢待 利 明

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。